

## 令和4年度 第1回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和4年4月7日(木) 午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所 男鹿市役所 3階第一会議室

3. 出席委員数 (19名)

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番 鈴木 和俊

2番 伊藤 淑榮

3番 三浦 栄子

4番 鈴木 豊則

5番 伊藤 世智男

6番 佐藤 洋介

7番 清 水 司

8番 高橋 郁雄

9番 鈴木 誠孝

10番 目黒 千衣子

11番 三浦 富美男

12番 山本 義則

13番 佐藤 正樹

14番 中田 正一

15番 武田 一雄

16番 加藤 和洋

17番 鈴木 孫城

4. 欠席委員 ( 0 名)

5. 農業委員会業務報告(3月分)

6. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 令和3年度農地移動等実績報告について

7. 議事案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和4年度男鹿市農業委員会事業計画(案)について

議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖 徳

副事務局長 佐藤 秀 樹

局長補佐 鈴木 俊 市

10. 会議の概要

事務局長

何かとご多忙中のところ、皆様におかれましては、ご出席いただき、ご感謝申し上げます。

ただ今から、令和4年度第1回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が2件、議事案件が5件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様、お忙しいところ今年度初めの定例総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

本年度も委員の皆様のご協力のもと、農業委員の必須業務である農地利用の最適化の推進に積極的に取り組んでまいりたい所存でございます。

皆様には、本日の議案等についてよろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

事務局長

会長、ありがとうございました。

本日は、19名全員出席であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長 男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どう  
お計らいしたらよろしいでしょうか。

一 同 議長一任。

議 長 議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、9 番鈴木誠孝委員、10  
番目黒千衣子委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたしま  
す。

それでは、3 月分の農業委員会業務報告を議題といたします。  
事務局から報告をお願いいたします。

事務局 3 月分の農業委員会業務について報告いたします。  
(別紙により報告)

以上で終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

次に、報告第 1 号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告いたします。

解約件数は、1件であります。

申請番号 1、土地の所在地は船越字草根〇番他 4 筆、計 5 筆、田 195 m<sup>2</sup>、借受人は脇本字脇本のA、貸出人は潟上市のB、解約理由は、借人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 3 月 3 日となっております。

以上、1件の合意解約通知の報告を終わります。

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

続いて、報告第2号を事務局から説明お願いいたします。

議 長

報告第2号、令和4年度農地移動等実績報告について説明します。

(別紙により説明。)

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

事務局

(異議なしの声あり)

議 長

それでは議事案件に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が1件、使用貸借権の設定が1件です。

申請番号 1、使用貸借権で土地の所在地は本内字新根岸下〇番ほか 5 筆、計 6 筆、田 19,707 m<sup>2</sup>、譲受人は角間崎の A、譲渡人は秋田県農業公社、対価は無償で農地売買支援事業を活用したものです。

申請番号 2、所有権移転で土地の所在地は五里合中石字東山台〇番他 1 筆、畑 8,513 m<sup>2</sup>、譲受人は潟上市の B、譲渡人は五里合中石の C です。

以上 2 件の農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議案第 1 号について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 2 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 2 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありまし



たので、審議を求めます。

事務居

今回は、所有権移転が6件、貸借権設定が21件であります。  
始めに所有権移転の説明をいたします。

申請番号1、土地の所在は船越字草根〇番、計1筆、田1,059 m<sup>2</sup>、譲受人は  
払戸字小深見のA、譲渡人は東京都のB、対価は10a当り250,000円となっております。

申請番号2、土地の所在は野石字釜谷地新田〇番1筆、田5,204 m<sup>2</sup>、譲受  
人は野石字中山のC、譲渡人は野石字中山のD、対価は10a当り300,000円と  
なっております。

申請番号3、土地の所在地は脇本脇本字下中野〇番他1筆計2筆、田  
2,062 m<sup>2</sup>、譲受人は脇本脇本字下谷地のE、譲渡人は脇本脇本字脇本のF、対  
価は10a当り300,000円となっております。

事務局

申請番号 4、土地の所在は払戸字大谷地○番他 10 筆、計11筆、田 8,467 m<sup>2</sup>、畑1,594 m<sup>2</sup>、譲受人は脇本樽沢字碓のG、譲渡人は秋田市のH、対価は10 a当り 127,000 円となっております。

申請番号 5、土地の所在地は払戸字八郎新田○番計 1 筆、田 1,076 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字川向のI、譲渡人は払戸字横長根のJ、対価は10a当り250,000 円となっております。

申請番号 6、土地の所在地は払戸字八郎新田○番他3筆、計4筆、田 4,271 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字川向のK、譲渡人は払戸字船橋のL、対価は 10a 当り 250,000 円となっております。

全て自己資金と伺っております。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議 長

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

引続き貸借権設定の審議に入りますが、議事参与案件等がありますので申請番号7からを先議いたします。

農業委員会法第31条の規定により12番山本義則委員は退席してください。

議 長

暫時休憩いたします。

(12番山本義則委員退席)

議 長

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号7の利用権設定を受ける者は、北浦字北浦のP、利用権設定する者

は北浦表町字表町のQ、貸付地は北浦字種田〇番他 3 筆、計 4 筆、田 8,100 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 0.6 俵であります。

以上で説明を終わります。

議 長

申請番号7について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

暫時休憩いたします。

(12 番山本義則委員着席)

議 長

再開いたします。

農業委員会法第 31 条の規定により 11 番三浦富美男委員は退席してください。

議 長

暫時休憩いたします。  
(11 番三浦富美男委員退席)

議 長

再開いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 8 から 13 の利用権設定を受ける者は、脇本浦田字菅ノ沢のR、利用権設定する者は脇本浦田字大保田S他 6 名、貸付地は脇本浦田字新田○番他 13 筆、計 14 筆、田 31,659 m<sup>2</sup>、申請は全て更新、契約期間は申請番号 8、9、10、13が令和 4 年 4 月 15 日から 3 年間、申請番号 11、12が令和 14 年 4 月 14 日まで 10 年間、賃借料は申請番号 8、10、11、12、13が 10a 当り米 1 俵、申請番号 9 が 10a 当り 10,000 円であります。  
以上で説明を終わります。

議 長

申請番号 8 から 13 について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、承認いたします。  
暫時休憩いたします。  
(11 番三浦富美男委員着席)

議 長

再開いたします。

事務局

申請番号 14 の利用権設定を受ける者は、船越字内子の T、利用権設定する者は船越字内子の U、土地の所在は船越字堂ノ前〇番他 2 筆計 3 筆の田 3, 115 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 15 の利用権設定を受ける者は、角間崎字福田の V、利用権設定する者は角間崎字百目木の W、土地の所在は角間崎字志藤沢〇番他 5 筆

計 6 筆の田 1,042 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

事務局

申請番号 16 の利用権設定を受ける者は、脇本樽沢字岡谷地の X、利用権設定する者は潟上市の Y、土地の所在は船越字草根○番他 4 筆 計 5 筆の田 2,439 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 17 の利用権設定を受ける者は、角間崎字下屋長根の Z、利用権設定する者は角間崎字百目木の AA、土地の所在は角間崎字諏訪田○番他 3 筆の田 3,342 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り 13,500 円であります。

申請番号 18 の利用権設定を受ける者は、脇本百川字山崎の AB、利用権設定する者は脇本百川字相ノ沢の AC、土地の所在は脇本百川字方丈田○番他 32 筆 計 33 筆の田 27,780 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、

賃借料は 10 a 当り米 15,000 であります。

事務局

以降申請番号 19 からは更新であるため、渡し人及び受け人について説明を割愛させていただきます。

申請番号 19 は払戸字大谷地○番他 4 筆 計 5 筆の田 4,070 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 20 は払戸字尻深二番谷地○番他 7 筆 計 8 筆の田、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 21 は角間崎字新潟端○番他 2 筆 計 3 筆の田 19,080 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。



事務局

申請番号 22 は払戸字尻深二番谷地○番他 10 筆 他 11 筆の田 8,265 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 23 は払戸字大谷地○番他 4 筆 計 5 筆の田 4,423 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 24 は脇本百川字方丈田○番他 27 筆 計 28 筆の田 23,510 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り 20,000 円であります。

申請番号 25 は脇本百川字方丈田○番他 2 筆 計 3 筆の田 3,093 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10 a 当り 20,000 円であります。

事務局

申請番号 26 は脇本百川字方丈田○番他 15 筆 計 16 筆の田 14,953 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り 15,000 円です。

申請番号 27 は脇本百川字後沢○番他 12 筆 計 13 筆の田 11,042 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り 20,000 円です。

申請番号 28 は脇本脇本字大石館○番他 10 筆 計 11 筆の田 7,674 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵です。

申請番号 29 は払戸字大堤下千間○番他 21 筆 計 22 筆の田 22,896 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵です。

事務局

申請番号 30 は北浦野村字前田○番他 8 筆 計 9 筆の田 22,113 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 0.9 俵であります。

申請番号 31 は払戸字小堤下千間○番他 2 筆 計 3 筆の田 1,945 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 32 は払戸字小堤下千間△番他 7 筆 計 8 筆の田 4,294 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 33 は脇本浦田字新田○番他 2 筆 計 3 筆の田 2,012 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

事務局

申請番号 34 は脇本百川字方丈田○番他 6 筆 計 7 筆の田 7,217 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 35 は船越字草根○番他 9 筆 計 10 筆の田 9,192 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 20,000 円であります。

申請番号 36 は福米沢字土花新田○番の田 5,121 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り 20,000 円であります。

申請番号 37 は五里合琴川字縄手ノ内○番他 8 筆 計 9 筆の田 22,113 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 0.9 俵であります。

申請番号 38 は鶉木字道村新田○番他 2 筆 計 3 筆の田 6,692 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 15,000 円でありま

す。

申請番号 39 は払戸字尻深二番谷地○番他 15 筆 計 16 筆の田 14,634 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 40 は払戸字大堤下千間○番他 15 筆 計 16 筆の田 7,409 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 41 は払戸字川向○番他 1 筆 計 2 筆の田 3,215 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 42 は払戸字大樋○番他 4 筆 計 5 筆の田 6,131 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 20,000 円であります。

事務局

申請番号 43 は男鹿中山町字下芋ノ沢○番他 1 筆 計 2 筆の田 11,628 m<sup>2</sup>、  
契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 20,000 円で  
あります。

申請番号 44 は男鹿中山町字家ノ下○番他 1 筆 計 2 筆の田 4,672 m<sup>2</sup>、  
契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であ  
ります。

申請番号 45 は北浦相川字向台○番他 3 筆 計 4 筆の田 15,076 m<sup>2</sup>、契約  
期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 0.5 俵であ  
ります。

申請番号 46 は北浦安全寺字横枕○番他 4 筆 計 5 筆の田 13,724 m<sup>2</sup>、契  
約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であ  
ります。

事務局

申請番号 47 は仁井山字森越○番の田 1,374 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 48 は仁井山字大谷地○番他 2 筆 計 3 筆の田 4,341 m<sup>2</sup>、契約期間は令和 4 年 4 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

以上で説明を終わります。

ただ今の説明について質問等ありませんか。

議長

(異議なしの声あり)

議長

議案第 2 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認し、男鹿市長へ答申することといたします。

議 長

次に、議案第 3 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 28 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、ご説明いたします。

今回の申請は 1 件ですので議案書に沿いまして、説明させていただきます。

申請番号 1、土地の所在は脇本富永字小谷地〇番他 1 筆、地目は田、面積 496 m<sup>2</sup>で使用貸借権設定の転用となっております。

借人は脇本字前野の A、貸人は脇本富永字飯ノ森 B。転用目的は、一般個人住宅の建築であります。

農地区分については農業振興地域内の農用地ではありますが、集落接続ですので不許可の例外となっております。

農地の借上経費は親子間の無償貸借となっております。議案書の 1 枚目の下に位置図を添付しており、申請地を中央付近の飯ノ森公民館を過ぎ、バス路



線と県道バイパスを北東方向に連結する市道の沿線に記してあります。

次のページに公図を添付しており、周辺の筆ごとの形状が記載されております。

また、次のページには計画平面図を添付してございます。

前面、市道舗装路と新築住宅の間にカーポートを設け、その奥に約100㎡の住居を建築予定です。

議 長

以上で申請番号1の説明を終わります。

(現地確認報告)

7 番

現地を確認しました、7番清水 司委員、8番高橋郁雄委員から代表説明委員として清水 司委員、説明をお願いいたします。

3月16日、水曜日の午前9時から現地で立ち合いを行いました。

私と高橋郁雄委員、事務局の佐藤主席主査、申請者のAさんと現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、事務局の説明のとおりであり、周囲の地権者の

議 長

同意もあり、特段の支障はないものと判断いたしました。  
委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今、清水 司委員から報告がありましたが、意見・質問等ございましたら、  
お願いいたします。

議 長

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしのとのことなので承認したいと思います。  
事務局、次の案件をおねがいします。

事務局

次に、議案第 4 号、令和 4 年度男鹿市農業委員会事業計画(案)について、  
議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

令和4年度男鹿市農業委員会事業計画(案)について説明します。

(計画案別紙により説明)

以上で議案第4号関連の説明を終わります。

ただいまの説明について、何か質問等ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

議案第4号については承認することにいたします。

事務局

次に、議案第5号、令和4年度の農作業標準作業料金表(案)について、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議 長

令和4年度の農作業標準作業料金表(案)について説明します。

(標準作業料金表案別紙により説明)

以上で議案第5号関連の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議案第5号については承認することにいたします。

事務局

次に、その他でなにかありませんか。

事務局どうぞ。

議 長

大潟村の農家から要望書が送られていますので皆様に配布しております。朗  
読いたします。

(事務局朗読)

議 長

議 長

ただ今朗読した要望書について意見等ありますか。

(会長・代理に一任の声あり)

ただ今一任の声がありました。

(異議なしの声あり)

それではこちらで対応させていただきます。

他にありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第 1 回男鹿市農業委員会  
定例総会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和4年4月7日

男鹿市農業委員会

議 長 会長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 9 番 鈴 木 誠 孝

署 名 委 員 10 番 目 黒 千 衣 子

書 記 事務局 鈴 木 俊 市